

裏面の説明をよくお読みください。

裏面の3つの要件すべてに該当される方が対象です。

※次回の更新申請以降は、臨床調査個人票で証明されるため、この書類を提出する必要はありません。

《人工呼吸器等装着者申請時添付書類》

ふりがな		性別	1. 男 2. 女	生年月日	1. 大正 2. 昭和 3. 平成 4. 令和	年 月 日生 (満 歳)
氏名						
人工呼吸器及び体外式補助人工心臓を装着するに至った疾病 (受給者証に記載されている疾病)						

① 人工呼吸器の使用について (受給者証に記載されている疾病によって装着しているもの)				
※人工呼吸器装着者とは、気管切開口を介した人工呼吸器を使用している者、鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器を使用している者をいう。				
人工呼吸器装着の有無	人工呼吸器 1.あり (昭和・平成・令和 年 月から) 2.なし			
人工呼吸器の種類	1. 気管切開口を介した人工呼吸器 2. 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器			
施行状況	1. 一日中施行 (※間欠的施行・夜間に継続的に施行ではない)			
離脱の見込み	1. なし			
生活状況 ※全項目が「全介助」又は「部分介助」に該当する方が対象です。	食事	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 部分介助	<input type="checkbox"/> 全介助
	車椅子とベッドの間の移動	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 軽度介助	<input type="checkbox"/> 部分介助 <input type="checkbox"/> 全介助
	整容	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 部分介助/不可能	
	トイレ動作	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 部分介助	<input type="checkbox"/> 全介助
	入浴	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 部分介助/不可能	
	歩行	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 軽度介助	<input type="checkbox"/> 部分介助 <input type="checkbox"/> 全介助
	階段昇降	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 部分介助	<input type="checkbox"/> 不能
	着替え	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 部分介助	<input type="checkbox"/> 全介助
	排便コントロール	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 部分介助	<input type="checkbox"/> 全介助
排尿コントロール	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 部分介助	<input type="checkbox"/> 全介助	

② 体外式補助人工心臓の使用について (受給者証に記載されている疾病によって装着しているもの)	
体外式補助人工心臓の装着の有無	体外式補助人工心臓 1.あり (昭和・平成・令和 年 月から) 2.なし

症状等の記載欄 (人工呼吸器及び体外式補助人工心臓を装着するに至った経過を記載してください。)

医療機関名	指定医番号
医療機関所在地	指定医氏名
電話番号 ()	記載年月日：令和 年 月 日

人工呼吸器、体外式補助人工心臓を装着されている方へ

難病法に基づく医療費助成制度では、人工呼吸器等を装着されている方で国の定めた要件を満たす方については、月額自己負担上限額が階層区分（税額区分）にかかわらず、月額1,000円となります。

下記の3つの要件すべてに該当すると思われる方は、医師と相談の上、この様式を指定医に作成してもらい、申請書に添付してください。

「人工呼吸器等装着者」の対象要件について

次の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

- 1 人工呼吸器、体外式補助人工心臓の使用の必要性が、特定医療費（指定難病）受給者証に記載されている疾病によって生じている方
- 2 継続して常時（※1）、生命維持管理装置（※2）を装着する必要がある方

※1 「継続して常時」人工呼吸器を装着する必要がある方とは
人工呼吸器を1日中装着している方で、離脱の可能性がない方を言います。

※2 「生命維持管理装置」とは
○気管切開下人工呼吸器、鼻マスク式又は顔マスク式の人工呼吸器
○体外式補助人工心臓

- 3 日常生活動作が著しく制限されている方
（日常生活動作：食事、椅子とベッド間の移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロール）

※ 審査の結果、認定されない場合がありますので、ご注意ください。